

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)</p> <p>第十八条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的の導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十三条において準用する川上連結告示第九十八条各号に掲げるもの(同条第一号に掲げるものにあつては、川上連結告示第三十一条の二に掲げる主体を除く。)に該当しない場合</p> <p>四 「略」</p> <p>「3ゝ7 略」</p> <p>(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)</p> <p>第十八条の九 「略」</p> <p>2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者の前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。</p> <p>一 第二十三条において準用する川上連結告示第二百七十二条の</p> | <p>(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)</p> <p>第十八条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的の導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十三条において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合</p> <p>四 「同上」</p> <p>「3ゝ7 同上」</p> <p>(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)</p> <p>第十八条の九 「同上」</p> <p>2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。</p> <p>一 第二十三条において準用する川上連結告示第二百六十条又は</p> |

| | |
|--|---|
| <p>二又は第二百七十二條の三に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十八條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十三條において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定は、特別金融商品取引業者について準用する。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>川上連結告示第二百六十一條に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十八條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十三條において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>二 第二十三條において準用する川上連結告示第二百六十條又は川上連結告示第二百六十一條に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十八條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十三條において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>（川上連結告示の準用）</p> <p>第二十三條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定は、特別金融商品取引業者について準用する。</p> |
| <p>二 第二十三條において準用する川上連結告示第二百七十二條の二又は第二百七十二條の三に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十八條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十三條において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>（川上連結告示の準用）</p> <p>第二十三條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第四節から第六節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定は、特別金融商品取引業者について準用する。</p> | <p>（川上連結告示の準用）</p> <p>第二十三條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定は、特別金融商品取引業者について準用する。</p> |

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間における連結自己資本規制比率の算出については、なお従前の例によることができる。